

## 2026年度 日本学生支援機構奨学金 予約採用/在学採用



TARGET AUDIENCE

対象：新入生（予約採用・在学採用）

**【予約採用】採用候補者に決定したみなさんへ動画** <https://www.youtube.com/watch?v=UH95fvSIWCg>

高等学校等を通して奨学金の予約を申し込み、採用候補者として決定された方向けに、進学前に用意しておくべき書類や手続き等について、動画で説明しています。本動画にて、「採用候補者決定通知の見方」と「進学前に必要な準備」を確認しましょう。

### 資料

- P1. 目次、予約採用者への動画
- P2. 予約採用/在学採用（予約採用と在学採用について）
- P3. 予約採用/在学採用（申請・採用後のガイド）
- P4. 予約採用者（給付奨学金該当者のみ、自宅外月額支給の早期化）→締切3/13
- P5. 予約採用者の手続き
- P6. 予約採用者（大学提出書類の記入について）
- P7. 在学採用者の手続き
- P8. ～予約採用候補者(給付奨学金の該当者) 初回振込から「自宅外月額」について

P1  
目次/予約採用

# 予約採用者と在学採用について

P2  
予約採用/在学採用

## ✓ 予約採用

PRE-ENROLLMENT ADOPTION



高校等で既に申込み済みの方

- 高校在学中に申し込みを行い、「採用候補者決定通知」をお持ちの方が対象です。
- 大学への「進学届」の提出をもって正式に採用され、奨学金の振込が開始されます。
- 期限内に手続きを行わないと、採用候補者の資格を失います。

必要なアクション

決定通知書の提出 & P5手続きの流れ 1 と 2

## 🏫 在学採用

ENROLLMENT ADOPTION



大学入学後に申込む方

- 高校で予約採用を申し込んでいない、または不採用となった方が対象です。
- 入学後の4月3日(金)に申請に必要な書類を配付します。
- 希望者は書類を受取り、新規の申込手続きが必要です。

必要なアクション

募集要項受取 & P7手続きの流れ 2 ~ 5

※ 自身がどちらの区分に該当するか必ず確認してください

# 申請・採用後のガイド あなたの学びを支える大切な制度です。正しく理解して活用しましょう。

P3  
予約採用/在学採用

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は、家庭の事情や経済的理由により修学に支障をきたすことなく、学費の負担を軽減し、学業に専念できるよう援助することを目的としています。

最も大切なこと

## 奨学金はあなた自身の契約です

- ✔ 奨学金は、学生本人と日本学生支援機構との「お金の契約」です。
- 👤 手続きはすべて学生本人が責任を持って行いましょう。
- 👨‍👩‍👧 保護者の方任せにせず、自分でしっかり内容を確認することが大切です。

🔔 奨学生に採用されたら毎日確認しましょう！



Webポータル  
お知らせ一覧



Webポータル  
個人へのお知らせ



大学Gmail

❗ 「見ていなかった」「知らなかった」は通用しません。毎朝の習慣に！

## 🔍 採用後も審査が続きます



家計基準の見直し

毎年1回(9月)・所得状況確認。  
支援区分の変更の可能性あり。



学業の適格認定

毎年度末に成績・単位を審査。  
成績不振の場合は廃止のリスクも。



出席状況

出席不足は学業不振とみなされます。  
授業には必ず出席しましょう。



成績不振や単位不足が続くと、奨学金の廃止・停止や、返還を求められる場合があります。



奨学金の大切な案内を見落とさないために、Webポータルと大学Gmailを毎日チェックしましょう。

# 予約採用者の手続き 給付奨学金(対象者のみ)

P4  
予約採用/給付該当者



予約採用候補者で、初回振込から「自宅外月額」の支給を希望する方へ

※【3/13までに提出できない場合】下記参照

大学必着

提出期限（厳守）

3月13日（金） 必着

## 対象者（以下の条件を全て満たす方）

- 1 令和8年度に必ず本学へ入学する者
- 2 令和8年度給付奨学生採用候補者である者
- 3 採用時の支援区分が「第IV支援区分（理工農）」および「多子世帯（授業料減免のみ）」ではない者  
※ただし、第一種貸与奨学金採用候補者の場合は対象（併給調整のため）
- 4 自宅外通学の要件を満たしている者  
要件詳細はJASSO 自宅外通学の取扱いについて  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>
- 5 提出書類を3月13日(金)までに本学へ提出できる者

条件確認  
右の②のリンクで  
詳細確認

## 提出書類（3点）

- ① 採用候補者決定通知のコピー  
【進学先提出用】のコピーをご用意ください
- ② 自宅外通学申請届  
リンクはこちら  
1ページ目のみ提出でOK
- ③ 自宅外通学証明書のコピー  
賃貸契約書等のコピー（名義・契約期間に注意）

よくある不備

× 重説のみ提出  
重要事項説明書ではなく、必ず「賃貸借契約書」を提出！

× 日付の不一致  
様式35と証明書類の「入居日」「契約期間」を一致させる

× 寮情報の欠如  
寮費や住所がわかる期則やパンフレット等を併せて提出

## 提出先（郵送）

〒592-8344 大阪府堺市西区浜寺南町1-89-1

羽衣国際大学 学生支援課

入学前問合せ 羽衣国際大学 q-nyuugakumae@hagoromo.ac.jp

✉ 郵送時はレターパック等（配達記録が残る方法）必須

⚠ 重要注意事項 ● 書類不備が期限内に解消しない場合、初回振込は自宅外月額になりません。

# 予約採用者の手続き

P5  
予約採用



提出日時

2026年3月26日(木) 12:00～13:00

2026年3月27日(金) 12:00～13:00

※裏面記入済みの「決定通知」をご持参ください。



提出場所

羽衣国際大学（1号館2階）

1202教室

## 手続きの流れ

### 1 決定通知書【提出用】の提出

重要

裏面の必要事項を記入してください

消えない黒ボールペンを使用してください

鉛筆・消せるボールペン（フリクション等）不可

### 2 必要書類の受け取り

決定通知書を提出された方に、その場で以下の重要書類を配布します。  
受け取り時に不足がないか必ず確認してください。



配布物1  
スカラネット  
下書き用紙



配布物2  
ID・パスワード



配布物3  
JASSのHP確認！  
下書き・Web入力のポイント



### 1 の決定通知書の記入の注意

✓裏面の記入について

✎P6を確認し記入をしてください。

### ⚠重要注意事項

✗期限内に必ず提出すること

✗書類は1部のみ・紛失・記入ミスに注意

✗次のステップへ進むため受け取り書類を必ず確認



# 在学採用者の手続き

## 重要



申請に必要な書類配付について

**2026年4月3日(金)**

羽衣国際大学  
1号館1階 1103教室

現代社会学科・・・12:00～12:30  
放送・メディア映像学科・12:00～12:30  
人間生活学科・・・12:00～12:30  
食物栄養学科・・・16:00～17:00



対象者

予約採用未申込 または 不採用の方

高校等で手続きをしなかった方も申込可能です

## ☰ 手続きの流れ

1

### 書類受け取り

4/3指定された教室・時間にて受取

※下書き用紙・識別番号  
確認書等のセット一式

2

### 下書き用紙記入

自宅にて記入

記入前に下書き用紙を確認し、JASSOの公式HPと「奨学金ガイドブック」を参照しながら、ミスのないよう慎重に記入してください。

3

### Web入力・送信

スカラネットパーソナル(Web入力)

間違いのないように入力！  
完了後※受付番号を必ずメモ！  
マイナンバー入力も実施

4

### 確認書等の郵送

Web入力後1週間以内

「奨学金確認書兼地方同意書」  
※本人・生計維持者自署  
学生証コピー貼付

5

### 確認書提出

全手続き完了後に

「申込み確認書」を  
学生支援課窓口へ提出

## 📌 奨学金の種類

**給付奨学金** 返還不要 / 高等教育の修学支援制度

**第一種貸与** 無利子 / 卒業後に返還が必要

**第二種貸与** 有利子 / 卒業後に返還が必要

## ⚠️ 重要注意事項

- ✔️ 手続きは必ず学生本人が行うこと（本人の契約です）
- ✔️ 書類配付は1部のみです。紛失・記入ミスに注意！
- ✔️ Web入力前の郵送は不可（順序を厳守してください）
- ✔️ 入力不備は採用期間を過ぎると申込不可になる恐れあり
- ✔️ Web入力完了後の受付番号は必ず書き写して保管すること

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

奨学生・予約採用候補者→学校 →自宅外通学事務処理センター

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

【記入・提出にあたっての注意】

- ・枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
・申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。
・在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
・貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 学校への提出日, 生年月日, 学籍番号, フリガナ, 氏名(自署)), Value (e.g., 西暦 20 年 月 日, 西暦 年 月 日)

Main application form with multiple sections: 学校名, 学部・学科, 奨学生番号, 採用候補者決定通知登録番号, 進学届入力日, 自宅外通学要件, 自宅外通学申請住所, 賃貸借契約期間, 家賃・寮費の発生年月日, 自宅外通学申請住所, 生計維持者, キャンパス所在地, 自宅外要件.

(※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター(機構)への書類到着日を提出日として扱います。
(※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。
(※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)
(※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
(※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

証明者(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

Table for school confirmation with checkboxes for A-G and a 'はい' option.

Table for contact information including phone number, school number, and district.

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。





対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	<p>入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費(部屋代)〕 ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。<b>水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしませんが、</b> ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。</p>
※2	賃貸借契約書	<p>賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 〔①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地〕 ・<b>重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。</b> ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無く構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が「通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的处理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※3	領収書 又は 支払実績証明書	<p>家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 〔①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、⑦発行日〕 ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。</p>
※4	居住証明書	<p>賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 〔①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明〕 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※5	契約期間外の居住証明	<p>賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可) ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) ※最近各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。</p>
※6	個人間の賃貸借契約	<p>知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めに証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 〔①物件所在地、②家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主(貸主)による押印必須の証明、⑦証明日〕 ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。</p>

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明者となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
  - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
  - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
  - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)



【参考資料】証明書類との照合例  
該当する対象区分が〔C,D,E,F,G〕の場合

給付

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

独立行政法人  
日本学生支援機構理事長 殿

学校名	日本学生支援機構大学	学年	1年	学校への提出日	西暦 2026年 4月 21日 (※1)
学部・学科 (課程・研究科)	〇〇学部 〇〇学科			生年月日	西暦 2007年 10月 1日
				学籍番号	000001
				フリガナ	イクエイ ユウ
				氏名 (自署)	育英 友 ①
奨学生番号		採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)		進学届入力日	
5 2 0	どちらかを ←記入→	9 9 9 9 9 9 9 9 - 1 0 9 - 9 9 9 9 9			4月 16日
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G				
自宅外通学申請住所 への入居日 ②	西暦 2026年 4月 3日	→入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認(※2) →入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認			
賃貸借契約期間 ③	西暦 2026年 3月 25日	～	西暦 2027年 3月 24日		
家賃・寮費の発生年月日 (※3) ④	西暦 2026年 5月 1日	いずれかに該当する 場合は☑を記入→	<input checked="" type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当		
自宅外通学申請住所 ⑤	〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4-5-29 駒場マンション 3階 301号				

賃貸借契約書

名称	駒場マンション 3階 301号		
住所	東京都目黒区駒場4-5-29 ⑤		
構造	鉄筋コンクリート造(5階建)		
種類	共同住宅 ②③④	タイプ	1K
契約期間	2026年3月25日(入居開始可能日)～2027年3月24日		
家賃	月額 35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う
共益費	月額 3,000円		
家賃振替口座	育英銀行	口座番号 (普通)	1111111
	本店	フリガナ	シエンキコウ
		口座名義	支援機構

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置：指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場：有

特約条件

- 2026年5月分から家賃は発生する。④
- 期間内の違約金は、契約開始日より1年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日	2026年 3月 10日	
賃貸人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
	氏名	奨学 一郎
賃借人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ ユウ
	氏名①	育英 友 <small>氏名が一致していない場合は 下記※1または※2を確認してください。</small>
連帯保証人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ タロウ
	氏名	育英 太郎

仲介業者

免許番号 〇〇〇免許 東京(〇)第〇〇〇〇号  
株式会社 支援機構不動産  
代表取締役 支援 一郎

産構支  
ノ不援  
印動機

・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。

・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。  
この例では2026年4月末までがフリーレント期間のため、家賃・寮費発生年月日は2026年5月1日としています。

・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。

・対象区分Eでない場合、賃貸借契約以外の証明書類も必要となります。